

令和2年9月大竹市議会定例会（第5回）議案の概要

	議案番号	件名	内容	提案説明者
1	認第13号	令和元年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について (上下水道局)	<p>○年間有収水量 10,645,198 m³</p> <p>○収益的収支</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入総額 516,283,019円 ・支出総額 427,100,994円 ・差引利益額 89,182,025円 <p>○資本的収支</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入総額 196,600,000円 ・支出総額 503,407,699円 ・差引不足額 306,807,699円 <p>△不足額の補てん財源内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,510,272円 ・過年度分損益勘定留保資金 200,105,103円 ・当年度分損益勘定留保資金 103,192,324円 	上下水道局長
2	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について (市民生活部自治振興課)	<p>人権擁護委員 <small>こはら ようこ</small> 古原 陽子 氏が、令和2年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めるもの。</p>	市長
3	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について (市民生活部自治振興課)	<p>人権擁護委員 <small>ひろかね ひでこ</small> 弘兼 秀子 氏が、令和2年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めるもの。</p>	市長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
4	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について (市民生活部自治振興課)	人権擁護委員 ^{まさき しずお} 正木 静夫 氏が、令和2年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めるもの。	市長
5	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について (市民生活部自治振興課)	人権擁護委員 ^{かたおか えみこ} 片岡 恵美子氏が、令和2年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めるもの。	市長
6	諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦について (市民生活部自治振興課)	人権擁護委員 ^{やまもと たけお} 山本 竹生氏が、令和2年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めるもの。	市長
7	議案第60号	公平委員会委員の選任の同意について (総務部総務課)	公平委員会委員 ^{きたばやし みつる} 北林 満氏が、令和2年12月22日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市長
8	議案第61号	固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について (総務部総務課)	固定資産評価審査委員会委員 ^{やまもと かずひこ} 山本 和彦氏が、令和2年9月14日をもって任期満了となるので、後任として ^{そだ おさむ} 曾田 収氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市長
9	議案第62号	教育委員会委員の任命の同意について (総務部総務課)	教育委員会委員 ^{なかつた みほ} 中田 美穂氏が、令和2年9月29日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
10	議案第 63 号	大竹市印鑑条例の一部改正について (市民生活部市民税務課)	<p>1 改正の理由 印鑑登録を受けている者の代理人が印鑑登録証明書の交付を申請する場合における代理人の交付申請書への押印を不要にするため、本条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 改正の主な内容 印鑑登録を受けている者の代理人が印鑑登録証明書の交付を申請する場合に、代理人の本人確認をしていること及び住民票その他の証明書類の交付申請において押印を求めていることから、代理人の交付申請書への押印を不要にする。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>	市民生活部 長
11	議案第 64 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	<p>1 改正の理由 防疫等作業に従事した職員に対して支給する特殊勤務手当の特例を定めるため、本条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 改正の主な内容 新型コロナウイルス感染症への対処のための作業に従事した職員に、特殊勤務手当として、1日につき3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務に従事した場合にあっては、4,000円)を支給する。</p> <p>3 施行期日等 公布の日。ただし、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は令和2年4月1日から適用する。</p>	総務部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
12	議案第 65 号	大竹市税条例等の一部改正について (市民生活部市民税務課)	<p>1 改正の理由 地方税法等の一部改正に伴い、大竹市税条例等の一部を改正するもの。</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 個人の市民税に関する改正</p> <p>ア 令和 3 年度以後の各年度分の個人の市民税の非課税措置について、新たに前年の合計所得金額が 1 3 5 万円以下であるひとり親(寡夫を含む)を対象とする。</p> <p>イ 令和 3 年度以後の各年度分の個人の市民税の所得控除の種別について、寡夫控除をひとり親控除に変更する。</p> <p>ウ 令和 3 年度以後の各年度分の個人の市民税について、所得割の納税義務者がひとり親である場合には、その者の前年の総所得金額等から 3 0 万円を控除する。</p> <p>エ 個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から 1 0 0 万円を上限に控除する。</p> <p>オ 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により中止等となった文化芸術又はスポーツに関する一定の行事であって市長が指定するものの中止等により生じた当該行事の入場料金等の払戻しを請求する権利の放棄を一定の期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中にその放棄をした部分の当該権利の価額に相当する金額の合計額(上限 2 0 万円)の寄附金を支出したものとみなして、寄附金税額控除を適用する。</p> <p>カ 住宅借入金等特別税額控除について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、取得した住宅への入居が一定の期間遅れた場合に、令和 1 5 年度分までの控除の適用を令和 1 6 年度分までに延長する。</p> <p>[施行期日] 令和 3 年 1 月 1 日</p> <p>(2) 市たばこ税に関する改正</p> <p>ア 令和 2 年 1 0 月 1 日から令和 3 年 9 月 3 0 日までの間において、1 本当たりの重量が 0. 7 グラム未満の葉巻たばこの課税標準に係</p>	市民生活部 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
			<p>る本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算する。</p> <p>〔施行期日〕 令和2年10月1日</p> <p>イ 令和3年10月1日以後において、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの課税標準に係る本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する。</p> <p>〔施行期日〕 令和3年10月1日</p> <p>(3) 都市計画税条例の改正 地方税法の改正による条ずれを整理する。 〔施行期日〕 令和3年1月1日</p> <p>(4) その他規定の整理 〔施行期日〕 令和4年4月1日</p>	
13	議案第66号	<p>大竹市国民健康保険条例の一部改正について (健康福祉部保健医療課)</p>	<p>1 改正の理由 地方税法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 改正の主な内容 国民健康保険料の所得割額の算定において、個人が低未利用土地等を一定の基準に基づいて譲渡をした場合に、長期譲渡所得の金額から100万円を上限に控除することができるようにする。</p> <p>3 施行期日 令和3年1月1日</p>	健康福祉部 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
14	議案第 67 号	大竹会館条例の一部改正について (教育委員会生涯学習課)	<p>1 改正の理由 大竹会館における指定管理者制度の導入及び使用料の変更を行うため、本条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 改正の主な内容 (1) 指定管理者による管理についての規定 〔第 10 条〕 指定管理者による管理を可能とすること 〔第 11 条〕 指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金 〔第 12 条〕 指定管理者が行う業務の範囲 〔第 13 条〕 指定管理者の指定の手続き 〔第 14 条〕 指定管理者との協定の締結 〔第 15 条〕 事業報告書の提出義務 〔第 16 条〕 事業報告の聴取等 〔第 17 条〕 指定管理者の守秘義務 〔第 18 条〕 指定管理者の指定の取消し等 〔第 19 条〕 原状回復義務 〔第 20 条〕 損害賠償義務 (2) 使用料の変更 新築棟及びアゼリアホールの一部の貸室の使用料を新たに設定する。</p> <p>3 施行期日 令和 2 年 10 月 1 日</p>	教 育 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
15	議案第 68 号	大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (教育委員会生涯学習課)	<p>1 改正の理由 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、本条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 改正の主な内容 (1) 放課後児童支援員の数を、「利用者の支援に支障がない場合であって市長が特別に認めたときは1人以上とする」ことができるようにする。 (2) 放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡充を図るため、県知事が行う研修と同等のものとして、指定都市又は中核都市の長が行う研修を加える。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>	教 育 長
16	議案第 69 号	工事施行協定の変更について (建設部都市計画課)	<p>平成30年12月18日に議会の議決を得た工事施行協定について、市負担金額を変更するため、市議会の議決を求めるもの。</p> <p>1 工 事 名 大竹駅自由通路及び関連都市施設（以下「自由通路等」という。）の工事並びに自由通路等の整備に支障する鉄道施設の工事</p> <p>2 工事場所 大竹市新町一丁目、西栄一丁目地内 山陽本線大竹駅341km410m</p> <p>3 変更前市負担額 1,895,442,000円</p> <p>4 変更後市負担額 1,977,994,000円</p> <p>5 相手方 (1) 日本貨物鉄道株式会社 (2) 西日本旅客鉄道株式会社</p> <p>6 施行期間 平成30年度から令和5年度まで</p>	建設部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
17	議案第 70 号	財産の取得について 〔高規格救急自動車（車輛）〕 (建設部監理課)	<p>1 要旨 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 財産について</p> <p>(1) 財産の表示 高規格救急自動車（車輛） 1台</p> <p>(2) 納入場所 大竹市消防本部（大竹市立戸一丁目2番10号）</p> <p>(3) 取得価格 21,245,879円</p> <p>(4) 相手方 広島県大竹市立戸四丁目1番39号 広島トヨタ自動車株式会社 大竹店</p> <p>(5) 納入期限 令和3年3月31日</p>	建設部長
18	議案第 71 号	財産の取得について 〔高規格救急自動車（救急用資機材）〕 (建設部監理課)	<p>1 要旨 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 財産について</p> <p>(1) 財産の表示 高規格救急自動車（救急用資機材） 1式</p> <p>(2) 納入場所 大竹市消防本部（大竹市立戸一丁目2番10号）</p> <p>(3) 取得価格 20,790,000円</p> <p>(4) 相手方 広島県広島市中区上幟町11番3号 日本船舶薬品株式会社 広島営業所</p> <p>(5) 納入期限 令和3年3月31日</p>	建設部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
19	議案第 72 号	令和元年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について (上下水道局)	<p>1 令和元年度大竹市水道事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、市議会の議決を求めるもの。</p> <p>○未処分利益剰余金の処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未処分利益剰余金の当年度末残高 1 5 2, 7 3 6, 7 5 5 円 ・減債積立金の積立 2, 5 0 0, 0 0 0 円 ・建設改良積立金の積立 2 4, 7 0 0, 0 0 0 円 <p>2 令和元年度大竹市水道事業会計決算について、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、市議会の認定に付するもの。</p> <p>○年間有収水量 3, 1 9 6, 2 0 7 m³</p> <p>○建設改良事業 1 4 2, 6 1 9, 0 6 4 円</p> <p>(主な事業：港町一丁目地内配水管改良工事 (1 工区) 2 5, 4 7 3, 8 0 0 円 小方一丁目地内配水管改良工事 (R 1 工区) 2 5, 9 9 9, 6 0 0 円 三ツ石調整池遠方監視装置更新工事 1 3, 6 4 0, 0 0 0 円)</p> <p>○収益的収支</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入総額 5 2 3, 5 7 4, 4 1 3 円 ・支出総額 4 7 4, 1 9 3, 5 0 2 円 ・差引利益額 4 9, 3 8 0, 9 1 1 円 <p>○資本的収支</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入総額 6 1, 0 2 0, 2 7 0 円 ・支出総額 1 9 0, 1 0 9, 7 9 5 円 ・差引不足額 1 2 9, 0 8 9, 5 2 5 円 <p>△不足額の補てん財源内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1 0, 3 9 1, 1 2 1 円 ・過年度分損益勘定留保資金 1 1 8, 6 9 8, 4 0 4 円 	上下水道局長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
20	議案第 73 号	令和元年度大竹市公共下水道事業会計 剰余金の処分及び決算の認定について (上下水道局)	<p>1 令和元年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分について、地方公 営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、市議会の議決を求めるもの。</p> <p>○未処分利益剰余金の処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未処分利益剰余金の当年度末残高 4 4 2, 0 9 2, 1 8 3 円 ・減債積立金の積立 3, 6 0 0, 0 0 0 円 ・建設改良積立金の積立 3 5, 2 0 0, 0 0 0 円 <p>2 令和元年度大竹市公共下水道事業会計決算について、地方公営企業法 第 3 0 条第 4 項の規定により、市議会の認定に付するもの。</p> <p>○年間総処理水量 7, 3 9 7, 9 2 7 m³</p> <p>○建設改良事業 3 3 1, 0 8 0, 6 1 4 円 (主な事業：小島汚水中継ポンプ場(合流)電気設備改築更新工事 1 2 6, 2 0 3, 2 0 0 円 小島汚水中継ポンプ場(合流)機械設備改築更新工事 1 0 0, 6 5 8, 1 0 0 円)</p> <p>○収益的収支</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入総額 9 4 4, 0 5 1, 0 8 7 円 ・支出総額 8 7 3, 8 0 7, 5 2 6 円 ・差引利益額 7 0, 2 4 3, 5 6 1 円 <p>○資本的収支</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入総額 3 8 4, 1 1 8, 2 5 2 円 ・支出総額 5 6 7, 1 9 4, 4 6 4 円 ・差引不足額 1 8 3, 0 7 6, 2 1 2 円 <p>△不足額の補てん財源内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 9, 9 3 7, 2 2 6 円 ・過年度分損益勘定留保資金 9 2, 4 2 9, 8 1 6 円 ・当年度分損益勘定留保資金 8 0, 7 0 9, 1 7 0 円 	上下水道 局長

	議案番号	件名	内容	提案説明者																																		
21	議案第74号	令和2年度大竹市一般会計補正予算 (第8号) (総務部企画財政課)	<p>1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 235,789千円 (詳細は4 補正予算の内訳のとおり) ○予算総額 21,485,615千円</p> <p>2 繰越明許費の補正 ○追加</p> <table border="1" data-bbox="943 432 1966 571"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>事業名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8 土木費</td> <td>6 都市計画費</td> <td>御園第1公園整備事業</td> <td>47,000千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 債務負担行為の補正 ○追加</p> <table border="1" data-bbox="947 651 1973 778"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>期間</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放課後児童クラブ管理システムに要する経費</td> <td>令和3年度から令和4年度まで</td> <td>2,640千円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>○変更</p> <table border="1" data-bbox="943 858 1973 1265"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事項</th> <th>期間</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正前</td> <td>物品等の賃借に要する経費</td> <td>令和3年度から令和6年度まで</td> <td>19,081千円以内</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>〃</td> <td>令和3年度から令和7年度まで</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>補正前</td> <td>放課後児童クラブ運営に要する経費</td> <td>令和3年度から令和5年度まで</td> <td>168,516千円以内</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>187,962千円以内</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	事業名	金額	8 土木費	6 都市計画費	御園第1公園整備事業	47,000千円	事項	期間	限度額	放課後児童クラブ管理システムに要する経費	令和3年度から令和4年度まで	2,640千円以内	区分	事項	期間	限度額	補正前	物品等の賃借に要する経費	令和3年度から令和6年度まで	19,081千円以内	補正後	〃	令和3年度から令和7年度まで	〃	補正前	放課後児童クラブ運営に要する経費	令和3年度から令和5年度まで	168,516千円以内	補正後	〃	〃	187,962千円以内	副市長
款	項	事業名	金額																																			
8 土木費	6 都市計画費	御園第1公園整備事業	47,000千円																																			
事項	期間	限度額																																				
放課後児童クラブ管理システムに要する経費	令和3年度から令和4年度まで	2,640千円以内																																				
区分	事項	期間	限度額																																			
補正前	物品等の賃借に要する経費	令和3年度から令和6年度まで	19,081千円以内																																			
補正後	〃	令和3年度から令和7年度まで	〃																																			
補正前	放課後児童クラブ運営に要する経費	令和3年度から令和5年度まで	168,516千円以内																																			
補正後	〃	〃	187,962千円以内																																			

4 補正予算の内訳

○歳出

○歳入

(単位：千円)

款	説明	補正額	備考	款	説明	補正額	備考
2 総務費	普通財産等の管理・処分事業	3,951					
	基金管理事業	173,875					
	コミュニティづくり推進事業	△ 2,500					
	戸籍住民基本台帳事務	3,077		15 国庫支出金	社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金	3,077	
3 民生費	民生委員・児童委員活動支援事業	392		16 県支出金	民生委員・児童委員活動費緊急県補助金	392	
	障害者等自立支援給付事業	900					
	障害者等地域生活支援事業	700		15 国庫支出金	障害者総合支援事業費国庫補助金	350	
				16 県支出金	障害者総合支援事業費県補助金	175	
	介護施設整備等補助事業	1,369		15 国庫支出金	地域介護・福祉空間整備等交付金	1,369	
4 衛生費	予防接種推進事業	440					
	休日診療所運営事業	869		16 県支出金	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援県補助金	869	
	し尿処理場整備事業	2,355					
8 土木費	道路・橋りょう新設, 改良事業	6,500					
	御園第1公園整備事業	19,000		21 諸収入	御園第1公園移転補償費	14,000	
9 消防費	消防一般事務	△ 70					
	消防団活動推進事業	△ 3,321					
	消防団資機材整備事業	1,000		21 諸収入	消防団員安全装備品整備等助成金	1,000	
10 教育費	小学校管理運営事業	4,500		15 国庫支出金	学校保健特別対策事業費国庫補助金	2,250	

	小学校教育振興事業	6,017					
	中学校管理運営事業	3,000		15 国庫支出金	学校保健特別対策事業費国庫補助金	1,500	
	中学校教育振興事業	9,076					
	中学生交歓交流事業	△ 844		21 諸収入	中学生交歓交流事業参加者負担金	△ 60	
	放課後児童クラブ運営事業	4,636		15 国庫支出金	子ども・子育て支援交付金	2,347	
			16 県支出金	子ども・子育て支援県交付金	1,144		
	学校保健事業	266					
	小方学園プール市民開放事業	△ 5,261		19 繰入金	教育環境充実基金繰入金	△ 5,178	
	給食センター運営事業	662					
11 災害復旧費	農地災害復旧事業	600					
	林道災害復旧事業	700					
	道路災害復旧事業	1,200					
	河川災害復旧事業	2,700					
				19 繰入金	財政調整基金繰入金	20,506	対応する 歳入のない歳出に 充当
			20 繰越金	前年度繰越金	18,173		
			21 諸収入	ボートレース事業収入	173,875		
	合 計	235,789		合 計		235,789	

	議案番号	件名	内容	提案説明者
22	議案第 75 号	令和 2 年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） (総務部企画財政課)	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 14,541 千円 ○予算総額 2,921,542 千円 【補正予算の内容】 (歳入) ・介護給付費準備基金繰入金 181 千円 ・前年度繰越金 14,360 千円 (歳出) ・国庫補助金等返還金 14,541 千円	副市長
23	議案第 76 号	令和 2 年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号） (上下水道局)	1 業務の予定量の補正 単独整備事業 89,293 千円を 単独整備事業 92,351 千円に改める。 2 資本的収入の予定額の補正 ○補正予定額 3,058 千円 ○予算総額 578,369 千円 【内訳】 資本的収入 負担金 3,058 千円 3 資本的支出の予定額の補正 ○補正予定額 3,058 千円 ○予算総額 725,393 千円 【内訳】 資本的支出 建設改良費 3,058 千円	上下水道局長